

令和 7 年度

秋田市教育委員会と秋田市 P T A 連合会との教育懇談会

秋田市 P T A 連合会からの質問

ならびに要望事項に対する回答

秋田市 P T A 連合会からの質問ならびに要望事項に対する回答

1 補食について

給食について、運動部に所属している生徒にとっては、量が足りないと感じることが多いようです。また、栄養学的観点から、スポーツの前後での補食が体を作る上で効果が高い旨、医師からお話を伺っております。

中学校で補食を摂ることについては、全体の集団行動とのバランスを考慮する必要があるとは思いますが、持参する補食の内容や、いつどこで食べるかなどについてきちんとルール作りをすることを前提に、補食を可能としていただけようお願いしたいと考えております。

【回答】 (学校教育課)

給食の献立については、各校の栄養士で組織する献立作成委員会において、日課表で決められている学校生活を考慮し、栄養とカロリー等を計算して作成しております。

補食の持参については、安全で衛生的な環境のもと、一定のルールを定めた上で対応可能であると捉えておりますが、学校の実情や部活動の内容等が異なるため、各学校において、保護者会や部活動顧問などの関係者の話し合いにより、適切な取扱いについて定めることが望ましいと考えております。

対応にあたっては、学校の管理職に相談してくださるようお願いします。

2 不登校などの長期欠席の場合の給食費について

不登校などの理由で長期欠席を余儀なくされる児童生徒の給食について、他の自治体では「給食費の免除」「お弁当対応」などの制度があるそうです。

秋田市でも長期欠席の場合、手続き等があれば教えてください。

【回答】 (学事課)

不登校など、やむを得ない理由により、あらかじめ給食を食べない日が分かっている場合は、「秋田市学校給食費に関する条例施行規則」に基づき、食べない日の給食費の徴収を止めております。

手続きについては、給食を食べない日の7日前までに、「学校給食欠食届」を通学している学校に提出してください。

なお、「学校給食欠食届」は、学校から入手または市のホームページからダウンロードできますが、まずは通学している学校に相談してください。

3 体育館のエアコン設置について

夏の気温が年々高くなっています。夏の気温が年々高くなっています。夏の気温が年々高くなっています。

他方、学校の体育館が地域の避難所として指定されている場合も多く、災害が多発する昨今、学校の体育館へのエアコンの設置について早急な対応が必要なのではないかと考えております。

昨年度から、避難場所の環境整備に対する国の補助金事業も始まっていますが、秋田市では体育館へのエアコン設置についてどのように進めていく予定なのか教えてください。

【回答】 (教委総務課)

本市では、学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した学校施設の維持管理や、普通・特別教室へのエアコン設置を優先しているところであります。体育館のエアコンについては、国の補助制度はあるものの、設置や維持管理に多額の費用を要することから、大規模改修等の際に設置を検討してまいります。

体育館での授業等については、比較的涼しい時間帯に行うとともに、熱中症の危険度を測定する計測器を設置し、危険性が高いと判断した場合には、中止することも含めて適切な対応をとっています。

また、体育館を避難所として開設する際には、可搬式の冷房機器を設置して対応してまいります。

4 生理で悩む子どもや保護者への対応について

秋田市の学校での、生理で悩む子どもや保護者への対応や相談体制について教えてください。

【回 答】 (学校教育課)

各校においては、お子さんやその保護者から、体の変化や生理等に関する不安や悩み等の相談を受けた際には、養護教諭を中心に、相談内容や発達の段階等を踏まえ、必要に応じて専門機関等と連携して対応するなど、お子さんのプライバシーを第一に考え、丁寧に対応することとしております。また、学校での活動中に生理用品が必要となった場合については、保健室の生理用品を無償で配布しております。

今後も、子どもたちの悩みや不安に寄り添い、健やかな成長を支えていくよう、温かい雰囲気づくりに努めるほか、保健だより等を通して保健室の相談体制について周知を図るなど、お子さんや保護者がいつでも相談できる支援体制を整えてまいります。

5 要支援児童へのサポート体制について

障がい等により学校生活に特別な支援を要する子どもたちがいます。現在、特別支援学級や通級指導教室、サポーターなど、子どもたちを支援するための様々な取組がありますが、「どうしたら支援を受けられるのか分からない」という声があることも事実です。

そこで、現在運用されているそれぞれのサポート体制について、特別支援学級や通級指導教室の設置基準および特別支援学級等への入級やサポーターによる支援を受けるための相談窓口等について教えてください。また、こうした情報を必要な時にすぐに見ることができるよう、市のホームページにまとめて掲載するなど工夫をしていただけないでしょうか。

【回答】（学校教育課）

本市では、障がいのある児童生徒が在籍している場合、障がい種に応じた特別支援学級を設置することとしております。また、通級指導教室については秋田県と協議の上で設置を進めており、市内7カ所で通級による指導を実施しております。

就学前のお子さんで特別な支援が必要と感じた際には、就学先や支援内容などを秋田市教育研究所へ相談できる体制を整えており、ホームページや秋田市子育て情報誌等を通じて案内しております。

また、小・中学校に在籍している児童生徒については、各校の教頭および特別支援コーディネーターが相談窓口となり、日常的に教育相談を行っております。

今後もホームページの情報更新や周知の充実を図り、保護者の皆様が必要な情報を分かりやすく入手できるよう努めてまいります。